

事務連絡
令和4年12月7日

北海道・札幌市・旭川市・函館市
保健衛生施設等施設・設備整備費ご担当者様

北海道厚生局健康福祉部
健康福祉課健康福祉係

令和5年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金に係る整備計画書の提出等について

標記補助金の交付については、昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」により行われています。

今般、当該補助金に係る令和5年度の整備事業に関し、整備計画書を受け付けることとなりましたので、整備予定の事業がある場合には、その整備計画書を取りまとめいただき、期限までにご提出をお願いいたします。

なお、整備計画の内容等につきまして、ヒアリングを実施させていただく場合がありますので、念のため申し添えます。

1. 今回の募集対象について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のために行う以下の設備整備事業については、方針が決まり次第別途お知らせすることとし、今回の募集の対象外とします。
- ・感染症外来協力医療機関
 - ・新型インフルエンザ等患者入院医療機関
 - ・感染症検査機関
 - ・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関

2. 整備計画等の様式について

- (1) 整備計画内訳（施設整備事業のみ） ※電子媒体で提出
別添1「R5年度_整備計画内訳（施設）」のとおり。
記載にあたっては、記入例を参考にしてください。
また、ヒアリングの概要（間接補助事業の場合など）や特記事項があれば、様式任意で併せてご提出ください。
- (2) 整備計画一覧（設備整備事業のみ） ※電子媒体で提出
別添2「R5年度_整備計画一覧（設備）」のとおり。

(3) 整備計画書

※原則、電子媒体で提出。難しければご相談のうえ、紙媒体（正本1部、副本2部）で提出となります。

別添3「R5年度_整備計画書様式」のとおり。

各施設の様式番号については、別添4「R5年度_様式一覧」を参照してください。

また、記載にあたっては、別添5「R5年度_留意事項」にご留意ください。

(4) 今後5年間の整備計画予定表（施設整備事業のみ） ※電子媒体で提出

別添6「R5～9_整備計画予定表」のとおり。

令和5年度から令和9年度に予定している整備計画について記載してください。

今後の予算要求や執行方針の参考としますので、漏れがないよう記載いただくとともに、計画の追加や変更がありましたら、その都度ご連絡いただくようお願いいたします。

3. 整備計画書の添付書類について

別添3「R5年度_整備計画書様式」に記載のとおり各メニューに応じて添付してください。

(1) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

・非営利法人にあつては定款又は寄付行為及び収入支出予算書（又は見込書）抄本

※予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳 【施設整備のみ】

(3) 年度別施設整備計画（2カ年以上の施設整備事業の場合） 【施設整備のみ】

(4) 見積書の写し等（複数が望ましい） 【設備整備のみ】

(5) カタログ等 【設備整備のみ】

(6) その他参考となる書類※整備計画書で、整備の理由書の添付が指示されている場合には、適宜添付すること。

4. 留意事項

(※別添5「令和5年度_留意事項」も参照してください。)

(1) 真に必要な施設整備事業及び設備整備事業についてのみ、整備計画書を提出してください。

また、施設整備事業及び設備整備事業に係る整備計画書の提出にあたっては、計画内容を十分に精査いただき、整備計画書の提出後に、整備計画の内容変更や事業採択後の事業取り下げ等がないように提出してください。

なお、整備計画書の提出後の内容変更には応じられません。ただし、整備計画書提出後にやむを得ない事情により変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

※設備整備事業において、国庫補助金の内示後に、設備の機種変更が生じた事例がありましたが、特段の理由がない限り、内示後においての機種変更は認められませんので、整備計画書提出段階において、設備機種の十分な検討・精査をお願いいたします。

(2) 国庫補助所要額は、現時点では「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について」（昭和62年7月30日厚生省発健医第179号）の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（令和4年5月17日最終改正）に基づき算出してください。

(3) 施設整備事業、設備整備事業ともに整備計画額が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内で交付するため、減額査定を行うことがありますのでご承知おきください。

(4) 平成26年度補正予算で新設された「生活基盤施設耐震化等交付金（以下「交付金」という。）」において「保健衛生施設等の耐震化事業」も対象となっております。

交付金は保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金と異なり、施設毎に交付されるわけではなく、「〇〇県〇〇円」といった形で交付がされます。その交付された金額の中でどの事業（水道事業も含む）にどれだけ配分するかは都道府県の裁量となり、必ずしも要望通りの金額が配分されるとは限りません。

一方、前述の(3)で記載のとおり、要望額が予算額を超える場合には、補助金で採択できない事業が生じる可能性があることから、上記を踏まえた上で、補助金で採択ができない場合に交付金での申請を希望する事業がございましたら、別添6「R5～9整備計画予定表」の「交付金」欄に「○」と記載いただくとともに、整備計画書に耐震改修や耐震性能を高めるための改築等耐震化工事である旨を記載いただきますようお願いいたします。

なお、交付金についての照会は、厚生労働省健康局総務課指導調査室施設係 桑原・西元（03-5253-1111）までお願いいたします。

(5) 例年、提出書類に不備が散見され、照会や修正に時間を要しています。よくある不備をもとに、最低限チェックしていただきたい事項を以下に列挙しますので、整備計画書等の提出にあたっては十分ご確認くださいようお願いします。

- 様式に記載漏れがないか。
- 様式に記載されている添付書類が漏れなく添付されているか。
- 書類上の齟齬（見積書と様式上の金額が異なっている等）がないか。
- 総事業費は補助対象となる事業費の合計であるか（補助対象外の事業費は含めない。）。
- 単位（千円単位か円単位か）は間違っていないか。
- 金額に消費税が含まれているか。
- 歳入歳出予算書に補助金にかかる収支が記載されているか。
- 施設整備について事業が2か年以上にまたがる場合、事業の進捗率について、可能な限り実態と合うよう算出されているか。
- 基準額以内の計画となっているか。（特に保健所の自家発電装置等整備事業について）

(6) 施設整備費及び設備整備費ともに、国庫補助の内示前に契約等を行った場合、補助金の交付の対象となりませんので、特にご注意ください。

5. 整備計画書の提出について

(1) 提出方法

2 (1)、2 (2)、2 (4) については、メールにより電子媒体で提出してください。

2 (3) については、別添の「【提出方法】令和5年度保衛補助金整備計画書」を参考に、原則電子媒体で提出してください。

(2) 提出期限

令和5年1月17日(火) 必着(厳守)

(3) 提出先

厚生労働省 北海道厚生局 健康福祉部 健康福祉課

(〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎8階)

(E-mail : hkkousei003@mhlw.go.jp)

6. ヒアリング時期等

整備計画書を精査した上で、個別に連絡致します。

本件担当：

厚生労働省 北海道厚生局 健康福祉部

健康福祉課 健康福祉係 西條

電話：011-709-2311 (内線 3921)